

# 付属聖愛幼稚園の特別支援教育の取り組みと課題

山 本 淳 子  
藤 岡 宏 樹  
葉 山 貴 美 子

## 1. はじめに

障害のある子どもの教育は歴史的にみると、排除(Exclusion)されていた時代から、施設や別クラスでの分離教育 (Segregation) の時代を経て、同じ場で教育を受ける統合教育 (Integration)、そしてすべての子どものニーズを包み込むような包括教育(Inclusion)の流れになってきている。今や世界では統合教育 (Integration) つまり、障害児と健常児が共に学ぶ教育形態から、障害児と健常児の違いを超えてあらゆる個別のニーズを包みこむ教育すなわち包括教育(Inclusion)が目指されている<sup>1)</sup>。

「表1. 幼稚園教育に関わる特別支援をめぐる制度改正」に示すように文部科学省による特別支援教育の推進によって、インクルーシブな共生社会が目指されて10年を迎えようとしている<sup>2)</sup>。折しも今年、2021(令和3)年にはコロナ禍で1年延期し、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されたが、我が国がインクルーシブな共生社会を目指し、実践的な教育をいかに積み重ねてきたかが様々な意味で問われることとなった。

保育現場では、2011(平成23)年改正障害者基本法の施行などによって、特別支援教育のシステムが整えられてきた。「表1. 幼稚園教育に関わる特別支援をめぐる制度改正」に示す通り、教育・保育について幼稚園教育要領解説などに示された近年の傾向を見ると障害のある子どもも含め、すべての子どもを対象として、個々に対しての指導内容の工夫や組織的な支援など、確実にインクルーシブ教育の構築と実践の方向へ向かっているといえる。本学院の聖愛幼稚園(以下聖愛幼稚園と記す)では、第一著者が勤務していた1970年代後半には発達に特性を持つと思われる子どもを受け入れる保育がすでに行われており、複数の園児が在籍していた。当時、短期大学の幼稚園教育実習の授業で学生は聖愛幼稚園の園長から障害のある子どもの事例について説明を受け、実習の参加の際にはクラス活動に参加することを好まない子どもに対して、個別な関わりをしていたことが思い起こされる。

聖愛幼稚園ではキリスト教主義に則って子どもの人格を尊重する保育観、障害のある子どもも健常児も同じ場で生活することが決して特別なことではないという視点で長年保育がなされてきた。特に障害のある子どもの入園については当事者の居住地の私立幼稚園で、十分な対応ができないという理由で受け入れを断られ、すがる思いで聖愛幼稚園に入園面接に来られる例が複数みられた。障害の認定を受けた子ども、3歳児健診で発達について要観察と言われた子ども、母親からの情報は得られないが気になる子ども等、在籍園児の中には常に特に配慮の必要な子どもがいた。

そのような歴史の中で、保育者の保育経験での実践知、各研修会への参加、研究会での検討、加配とのチーム保育、保護者の個別な相談や支援、大阪府キンダーカウンセラーの導入やアドバイス等によって配慮の必要な子どもの保育に取り組んできた実績がある。幼稚園教育では表1に示すように2006(平成18)年12月、国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択、我が国での改正教育基本法公布・施行ののち、2007(平成19)年の学校教育法改正によって、特別支援教育の本格的実施に始まり、2008年公示の「幼稚園教育要領」では特別支援学校、専門関係機関との連携などが謳われた。現在の2017(平成29)年公示、2018(平成30)実施の幼稚園教育要領の下では教育支援計画、個別の指導計画作成による障害をもつ子どもの支援の方法が示されることによって、受け入れる側の園のシステムが徐々に整理されてきたといえるであろう。このような時代の流れの中で複数の視点から聖愛幼稚園の特別支援教育の保育実践について省察し、保育方法の展望へとつなげたい。

## 2. 研究の目的と方法

本研究では、聖愛幼稚園において障害のある子ども、気になる子どもと共に過ごす園生活で、保育者は「何をおこなってきたか」「何ができるようになったか」「今後の障害児と共にある保育」について整理して振り返りを行い、現在の障害児と共にある保育運営を評価し、今後の聖愛幼稚園のインクルーシブ保育実践の質の向上に寄与することを目指したいと考えている。なお、本研究は、大阪キリスト教短期大学と聖愛幼稚園との共同研究である。第一著者は元聖愛幼稚園教諭で短期大学教員の立場、第二著者は聖愛幼稚園の園長の立場、第三著者は本学非常勤講師でキンダーカウンセラー事業導入時に聖愛幼稚園にかかわり、現在、他市の幼稚園の巡回相談を行う立場で担当している。

また「障害」の文字の表記については様々な考え方があり議論されているところであるが障害はその本人にのみ帰するのではなく、社会や環境の問題として捉えられるというインクルーシブの視点からの「障害」である。この視点に立つことや幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針(以下、要領、指針と記す)などの記述が「障害」の文字を使用していることを踏まえ、本稿では漢字表記を使用することとし

たい。なお倫理的配慮として、園の事例の使用については第二著者である園長の判断の上、数例を一般化して表記した。個人が特定されるものではない。

表 1. 幼稚園教育に関わる特別支援をめぐる制度改正<sup>3</sup>

	年・月	制度改正など	概要
1	2006(平成18)年12月	「障害者の権利に関する条約」採択	・国連総会において採択され、我が国は2007(平成19年)に署名する。 ・2014(平成26)年1月に批准、インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供など。
2	2006(平成18)年12月	改正 教育基本法公布・施行	・「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」(第4条第2項。新設)
3	2007(平成19)年4月	改正 学校教育法施行	特別支援教育の本格的実施 ・特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正について。 ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ・盲学校・聾学校・養護学校から特別支援学校になる。 ・特別支援学校のセンター的機能・小中学校では学習障害・注意欠陥多動性障害などを含む児童生徒に対する特別支援教育開始等。
4	2008(平成20)年3月	幼稚園教育要領 改訂、公示	・改訂の要点、特に留意する事項では「障害のある幼児の指導に当たっては、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成すりことなどにより、個々の幼児の障害の状況などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
5	2011(平成23)年8月	改正 障害者基本法施行	・「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられつつ配慮しつつ、教育内容及び方法の改善及び充実を図るなど必要な施策を講じなければならない」(第16条第1項)。 ・本人、保護者の意向を可能な限り尊重・交流及び共同学習の積極的推進等。
6	2012(平成24)年1月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)	・中央教育審議会初等中等教育分科会報告。 ・就学相談、就学先決定の在り方、合理的配慮、等の基礎的環境整備。 ・多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進・教職員の専門性の向上。
7	2012(平成25)年8月	学校教育法施行令 改正、公布	・上記をふまえての施行。 ・特別支援教育をめぐる就学先決定の仕組みについての制度改正、障害に配慮した教育、学校における医療ケア、特別支援教育。
8	2016(平成28)年4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法施行)(公布/施行)	・差別の禁止、合理的配慮の提供等、障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定(平成27年11月)。
9	2016(平成28)年6月	改正児童福祉法 公布、施行	・医療ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育関係機関の連携の一層の推進。
10	2016(平成28)年8月	改正 発達障害者支援法施行(平成28年6月公布)	・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援の実施。 ・個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成推進。 ・社会的障壁の除去など。
11	2017(平成29)年4月	幼稚園教育要領改訂、公示	・特別な配慮を必要とする幼児などへの指導に当たっては、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うための個別的教育支援計画と個別の指導計画を作成し活用することに努めること。

研究方法は聖愛幼稚園が障害のある子どもを受け入れる保育をどのように展開しているのかを、保育者の実践記録や保育システムの整理によって明らかにする。その上で、目的についての考察と提言を行う。

### 3. 特別支援教育以前の聖愛幼稚園の障害のある子ども、気になる子どもをめぐる保育の実践

#### (1) 幼稚園教育要領 2008(平成 20)年度実施以前の障害のある子どもの指導と当時の実践の評価

##### ①1989(平成元)年、1998(平成 10)年告示の幼稚園教育要領の示す方向性

「表 2. 活字媒体で公表している障害を持つ子どもの実践報告事例」は、第一著者による聖愛幼稚園における障害のある子ども・気になる子どもの保育実践のうち、活字媒体で実践報告を行った事例の一覧表である。2007(平成 19)年以降、特別支援教育の本格的な実施、2008(平成 20)年幼稚園教育要領公示以前の保育実践事例として一覧表にした。なお実践記録の表題については、アルファベット順に表記している。

表 2 に示す時期の実践では、幼稚園教育要領では 1989(平成元)年、1998(平成 10)年告示版に基づいて保育内容を実施している時期である。障害のある幼児の指導についての記述は以下の通りである。

#### 1989(平成元)年告示 第 3 章 指導計画作成上の留意事項<sup>4</sup>

##### 2 特に留意する事項

(5)心身に障害のある幼児の指導にあたっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること。

#### 1998(平成 10)年告示 第 3 章 指導計画作成上の留意事項<sup>5</sup>

##### 2 特に留意する事項

(2)障害のある幼児の指導にあたっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること。

(3)幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、地域や幼稚園の実態などにより、盲学校、聾学校、養護学校などの障害のある幼児との交流の機会を積極的に設けるよう配慮すること。

当時の幼稚園教育要領を概観すると、ともに家庭、専門機関との連携、個別な配慮の下での集団生活での全体的な発達を促すことが求められている。1998(平成 10)年告示では、障害のある幼児の園への受け入れだけではなく養護学校などとの交流教育によって社会

性や豊かな人間性を身に付けることが目指されたことを読み取ることができる。

「表2. 活字媒体で公表している障害をもつ子どもの実践報告事例」に示す、当時の実践報告では、子ども自身の園生活での成長の記録、保育者の関わりの困り感、指導方法の模索、当事者と意思が通じたことから得た関わりの工夫、保護者との関わりの困難や連携、園内での保育者・加配等との連携や課題、保護者の障害受容などをテーマに障害のある子どもの成長をめぐる保護者との関わりの視点である保育に取り組む姿勢を読み取ることができる。これは当時の担任である第一著者の問題関心がこれらの点にあったともいえる。

表2. 活字媒体で公表している障害をもつ子どもの実践報告事例<sup>6</sup>

	年・月	テーマ	概要	掲載誌・年度等
1	1990年11月	A児の一年間の成長を振り返る	3歳児A児は興味の対象が数・数字である。それに対する知識は豊富であったが、社会性・運動能力・言葉などの育ちに課題があった。園生活での1年間の成長の記録と保育者の関わりをまとめた。	キリスト教保育11月号 (キリスト教保育連盟 1990年)
2	2000年3月	B児の成長の記録	3歳児入園当初、言葉を発しない、表情に乏しい、人に無関心、生活の自立がなされていない。4歳児の会話はオオム返し。5歳児になると、しゃべらないけど絵のうまい子どもという、友達の評価があった。B児がセリフを言い役を演じるまでの記録。B児の行動のキーポイント、保育者の関わり、子ども同士の関わり、親との連携、と構造化して一覧表にまとめて考察する。	大阪市幼児養育センター研究紀要第18巻、第1号「教育内容についての研究(17)」 (財)大阪市教育振興公社大阪市幼児教育センター 2000年)
3	2001年2月	研究指定園研究報告 いのちがやく 一ありのままが いかされて一	いのちがやく事例、15の保育実践事例を掲載。母子通所施設に通うC児のケースについて、言葉の発達の遅れのあるC児が友達のいざこざを保育者に伝えようとする姿の実践記録である。まわりとの関わり、保育者の関わり、家族との連携の視点で分析を行った。	大阪市幼児養育センター研究紀要第18巻、第2号「教育内容についての研究(17)」 (財)大阪市教育振興公社大阪市幼児教育センター 2001年)
4	2003・2004 年度	03・04年度 障害児保育研究プロジェクト、グループ 報告とプロジェクト に参加して	図、障がいのある子どもの就学までの流れ「(1)聖愛幼稚園」を作成し、 標題について今年度の展開と課題を考察した。	「えがおが好み!!」03・04年度 障害児研究プロジェクト (大阪保育子育て人権情報研究センター 2005年)
5		D児(ダウン症)の保育記録である。幼稚園生活と療育の両立、担任として、園全体に協力体制をもとめるなどの働きかけの模索の記録と今後の課題の考察を行った。		
6	2008年3月	障害児共生保育における 保護者支援の課題 -障害を「認める」か どうかをめぐって-	障害児受け入れのシステム、保護者支援について、保育者としての課題を 椎葉正和氏(保護者)、戸田有一氏(大阪教育大学)、堀智晴氏(大阪市立大学)、 山本淳子(聖愛幼稚園)の4名で対談を行う。聖愛幼稚園の保護者支援 の課題として、E児のケースを報告している。	エデュケア第28号 (大阪教育大学 幼児教育学研究室 2007年)
7	2008年7月	「環境の最適構造化 と保育の視点」	「子どもの育ちを柱に家庭連携を進めたケース」について気になる子ども F児との関わりについて保育の構造化の視点から検討した。また障がい名 のラベルのあるなしが保育指導へどう関係したか考察した。	「環境の最適構造化と保育の視点」 -障害児共生保育研究プロジェクト報告- (大阪保育子育て人権情報研究センター 2008年)
8	2008年7月	「環境の最適構造化 と保育の視点」	「構造化」の観点から保育を振り返るというテーマのもと、TEACCH の観点からプロジェクトで議論し、各自の実践事例の検討を行った。保育 構造化は本人のニーズを常に検討しながら進めなければならない点など について考察した。	「環境の最適構造化と保育の視点」 -障害児共生保育研究プロジェクト報告- (大阪保育子育て人権情報研究センター 2008年)

保育現場では、障害のある子ども、気になる子どもの担任は、いわゆる保育経験年数の長い教諭に託されることが多かった。ベテラン教諭は経験の積み重ねによる保育の実践知を有している。しかしながらクラス担任のみ、もしくはクラスを兼任するフリーの加配教諭の配置があるものの、障害もつ子どもの担任は、それなりにクラス運営の苦勞を抱えて

いた。そのため園内では、園長、主任教諭などへの相談、職員間の話し合い、雑談も含めて障害を持つ子どもや気になる子どもを支える保育について話題にされ、有形無形の取り組みがなされてきた。

当時、担任として第一著者はちやいどネット大阪の「障害児共生保育研究プロジェクト」に参加していたが、聖愛幼稚園の障害のある子どもをめぐる組織システム、小学校や専門機関との連携について、公立園私立園などの研修参加園でまとめて、発表しあって検討した。その際に作成した当時の聖愛幼稚園の障害のある子どもの就学までの連携図が「図1. 障害のある子どもの就学までの流れ」である。

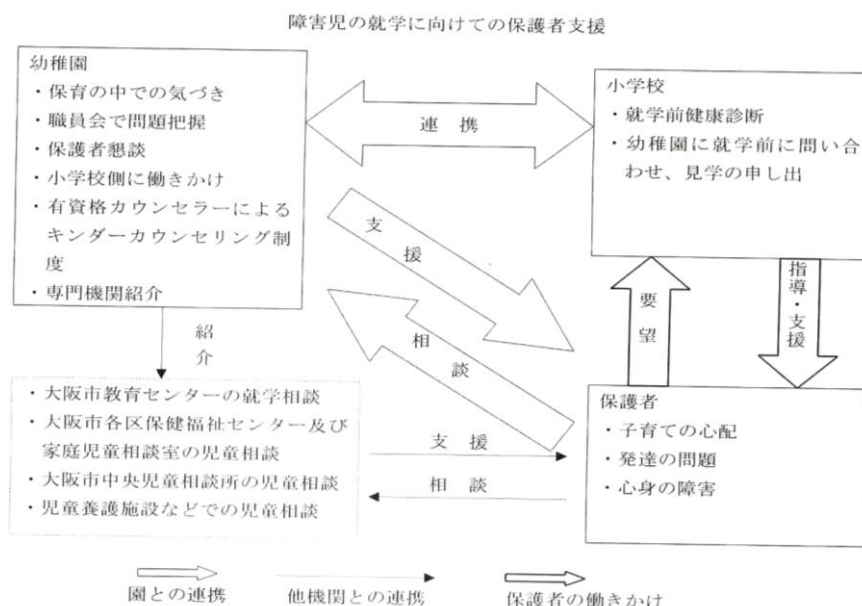


図1. 障害のある子どもの就学までの流れ<sup>7</sup> 2004(平成16)年 第一著者作成

## ②特別支援教育以前の考察と課題から

図1を整理した時点で、第一著者が当時のクラスの子どもも含む、障害のある子どもと共にある保育の課題と展開について報告として記したものを、当時の文意を変えない程度に整理しなおして以下に示した。

- ・園生活では比較的好きな遊びの時間のゆったりとした時間の多い教育課程において、障害のある子ども、気になる子どもと健常児との関わりをありのままに観察できた。そのため、就学後予想される人や物との関わりなど見通しを保護者に伝えることができる。
- ・日常的に保護者に接する担任が子どもの状態を伝えていくので、保護者の気持ちを受け止め、寄り添って助言が出来るという利点を今後も活かしていく。
- ・担任と信頼関係が崩れると支援がうまくいなくなるケースもあるため、園長など担任以外の保育者やカウンセラーとの連携も大切にしながら、状況に応じて助言者が変わる

など効果的に対処する場合も必要である。

・集団生活で支援が必要な子どもの様子を懇談で保護者に理解してもらう。そのため保育者は園内外で障害児理解や指導方法などの研修によって保育者自身の観察力、保育の中での気づきの力を育てることが大切である。

・大阪市、大阪府の支援体制や医療機関を利用するための連絡、情報入手が必要である<sup>8</sup>。  
総じて、当時の聖愛幼稚園の障害のある子ども、気になる子どもの指導では、直接的には主に担任保育者の「観察力・気づき」による個に応じた指導や支援が行われていたのであり、その教育的ニーズに気付くための園内外の研究会、研修会の参加の必要性が求められていた。また保護者との信頼関係の構築、連携については健常児も含めてすべての場合に当てはまるが、特に障害のある子ども、気になる子どもの保護者との連携について、保護者のわが子の障害受容も含めた困難を共有しつつ、慎重な対応を模索する姿を当時の実践報告事例から読み取ることができる。

当時、1989(平成元)年・1998(平成10)年版幼稚園教育要領に示される「障害のある幼児の指導にあたっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること。」の遂行について課題や困難を抱えつつも模索されながら実践されていたのであり、保護者との連携、就学についての橋渡しまでが園の使命であると捉えて遂行されていた。

当時の課題としては、クラス担任以外の加配の充実配置、つまりチーム保育の体制づくりの構築があげられる。さらに「大阪市、大阪府の支援体制や医療機関を利用するための連絡、情報入手」が挙げられており、外的なシステムによって支えられる方法を得ることを課題としていたといえる。

## (2) 幼稚園教育要領 2008(平成20)年度実施以降の障害のある子どもの指導と課題

以下、枠内は、『幼稚園教育要領解説』(文部科学省)、2008(平成20)年及び2017(平成29)年告示において特別支援教育の留意点として示された内容である。

### 2008(平成20)年告示 第3章 第1 指導計画作成に当たっての留意事項 第3節 特に留意する事項<sup>9</sup>

(2) 障害のある幼児の指導にあたっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。

#### 2017(平成 29)年告示 第 1 章 総則 第 5 特別な配慮を必要とする幼児への指導<sup>10</sup>

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

特別支援教育が制度化されて以降、幼稚園教育要領の記述も変化が見られる。現行の幼稚園教育要領 2017(平成 29)年告示版の『幼稚園教育要領解説』ではその標題にあるように「特別な配慮を必要とする幼児への指導」「障害のある幼児など(ルビは筆者による)」と記述が改められている。さらに、障害のある幼児などについて具体的に視覚・聴覚、知的、肢体不自由等の障害の他、自閉症スペクトラム、発達障害のある可能性のある者と対象者が明記されている。このことは時代の積み重ねの中で、園の実践や研究レベルでの様々な知見が検証されてきた証であり、支援の対象が明記されることで、必要性和組織的な取り組みの重要性が求められていると思うところである。

表 1 に示すように、わが国では特別支援教育推進をめぐる法律やシステムの整備が 10 年以上をかけて継続的になされてきたのであり、現在、2021(令和 3)年に文部科学省は「障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を発行し、インクルーシブ教育の実現に向かっている。

様々な理念が示される中で特に「連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備などを着実に進めていく」<sup>11</sup> ことや「多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図る」<sup>12</sup> ことが示されている。このことは文面から、特に特別支援教育にのみ当てはまるものではない、すべての子どもに対する理念ともいえ、まさにインクルーシブの理念である。

以上の方向性が示される中で、乳幼児健診と聖愛幼稚園の幼児教育の連続性、幼児教育と小学校教育との教育課程の連続性を保つ手段としての取り組みがどのようになされているかなど、障害のある子どもを含めたすべての子どもへのインクルーシブ教育実践についての検証と構築が目指される。

#### 4. 現在の聖愛幼稚園の特別支援教育の取り組みと実践例

第二著者である園長がまとめる。

##### (1) 制度の現状とその制度に則った取り組み

現在、聖愛幼稚園のある大阪府・大阪市の私立幼稚園・認定こども園に対する特別支援



教育にかかる支援体制・制度については、主に以下のとおりである。

#### <相談事業>

##### ・キンダーカウンセラー事業（大阪府）

一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟に加盟している園を対象に専門家（臨床心理士や公認心理師、学校心理士などの有資格者）が、法人や施設と直接契約をし、月に一度、園児の幼稚園生活を観察し、保育者や保護者の相談に対する助言、研修を通して、支援するものである。また、この事業は、地域にも開かれている。

##### ・発達障害児等特別支援教育相談事業（大阪市）

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会が、大阪市より業務委託を受けて実施している事業である。年間6回。内容は、キンダーカウンセラー事業と同じ。

#### <補助金>（大阪府・大阪市）

・就園する障害を持つ幼児の特別支援教育の充実を図るため、該当園児が所属する園に対して助成するものである。

＊ただし、大阪市は、「大阪市要支援児受入促進指定園」として大阪市と協定を結んでいる園に限る。

・障害幼児とは、専門的見地に基づく診断があり、かつ教育上特別な配慮を要すると認められる満3歳～5歳の園児である。

・教育上特別な配慮とは、当該園児の生活上や学習上の困難を改善・克服するため、園が行っている日常的で継続した配慮のことで、教職員の加配措置等が含まれる。

・補助金の用途は、当該園児に対して加配する特別支援担当教職員（1対1，1対多数でも可）の人件費並びに特別支援教育にかかる研修費、出張旅費、教材費等のことである。

聖愛幼稚園では、上記制度を活用し、保育体制を整えている。通常、担任一人で保育を担当する全てのクラスに補助教諭を配置している。その他、全体を補助する保育者も配置しており、チームとして園全体をカバーするようにしている。その大きな理由の一つとして、障害の認定を受けた子ども、発達に不安のある子どもの増加がある。そのため、かつては、保育経験に長けた保育者が受け持っていた特別な配慮を必要とする子どもを各クラスに複数名受け入れることになってきた。障害の特性によって1対1の加配が必要な子どももいれば、1対多数の加配でも対応できる子どももいる。そのため、1クラスに3名の保育者が入る場合も見られるようになった。

## （2）特別支援教育の対象となる園児の入園

次に特別支援教育の対象となる園児は、どのように入園してくるのかについて考える。

その一つとして、聖愛幼稚園は、大阪市が 2014(平成 26)年度より始めた「大阪市要支援児受入促進指定園」制度の認定を受けており、ホームページや入園パンフレットなどに公表している。そのため、障害の認定を受けた子ども、3 歳児健診で発達について要観察と言われた子ども、保護者自身が子どもの発達に不安を持っている子どもが、入園しやすくなっている。また、子育て支援として実施している 2 歳児保育クラスの存在も大きい。3 歳児からの入園に向けて集団に慣れること、自分の身の回りのことを少しずつ自分ですること、子どもの親離れをスムーズにできることを目的としているクラスである。かつては「公園デビュー」が、集団慣れの第一歩とされていた時もあったが、より教育的な要素を求める保護者が増えたためか、需要が高まっている。保護者の中には、初めて同じ年齢の子どもたちの動きをじっくりとみて、自分の子どもとの動きの違いに気づき、担当保育者に相談してくるケースも増えている。その場合、担任による面談、次に主任と園長による面談を実施し、園のキンダーカウンセリングの紹介や発達支援センター（療育機関）、医療機関について説明紹介している。

他には、同じく子育て支援として実施している園庭開放に遊びに来た保護者に子どもに関する家庭生活での困りごとについて気軽に相談できるシステム「キンダーカウンセリング」「子育て相談員制度」等について伝えたことから、相談を受け、安心感を持って入園してくるケースもある。

### （3）聖愛幼稚園着任時に感じた課題と解決策

聖愛幼稚園は、キリスト教保育を実践している。そのため全ての子ども一人ひとりの違いを認め、等しく受け入れることを実践してきた。他の園で受け入れを断られた子どもも、その子どもにとって聖愛幼稚園で受け入れることが最適なのかどうかを園全体で協議し、受け入れられると判断した場合、チーム全体で課題を共有し、園・家庭・療育施設や医療機関・行政・地域が一緒になってその子どもの成長を支援するように取り組んでいる。よりよい保育の実践に向けて保育者は、これまで引き継がれてきた保育方法や経験知以外にも特別支援教育に関する新しい考え方や手法について内外の研修を受けるようにしている。

また、こうした特別支援教育を大切にしている園であるが、いくつかの課題はある。第二筆者が着任(2020 年 9 月)して以降に感じた課題について触れておく。

個別の特性に応じて具体的な支援計画を立てる際、対象支援児が、「自分でできた」「わかった」を実感できるように視覚支援を用いることが多い。朝の身支度の手順や手洗いの順番待ちがわかるように視覚で支援をする。具体的には、絵カードや順番を待つ立ち位置がわかるようにマークを張ったりすることである。時には、時間の見通し持てるようにタ

イムマークを張ったり音が出るようにセットできたりするものもある。また、対人関係や距離感がうまく保てない子どもは、相手の喜怒哀楽の表情が理解できなかつたり、相手に自分の思いを伝える声が大きすぎたりしてしまうこともある。担任の保育者は、子どものために工夫して視覚支援のツールを作成していた。しかし、その表情絵カードや声の大きさ表など、クラスによってまちまちになっていた。(かつてはそろえていたそうであるが、次第に崩れていったようである。)そこで、再度保育者と協議をし、絵カードや順番マークの統一を行った。保育者が場面に応じて必要な絵カードを絵の上手な卒園児の保護者に依頼し、園全体で使用するようにした。また、その日の見通しが持てるように1日の流れを3歳児は絵が中心で、年齢が上がるごとに絵は少し小さく、文字を大きくするようにしていくなどの工夫をした統一を図り、特別支援の必要な子どもだけではなく、園児全員にとってもわかりやすく、子ども同士が支援しやすいようにしていった。この工夫は、保育者全員が協力し合い、縦と横のつながりが強まり、チームとしての成長を感じさせるものであった。

#### (4) 特別支援への取り組み実践事例

支援に取り組む前に必ず実践することは、保護者との情報交換、もしも既に療育施設に通所している場合はその施設とも情報交換をするようにしている。知り得た情報を元に、まずは、できるだけ環境を整え、当該園児の園での行動との整合性を図るようにしている。まずは安全面には十分配慮して「見守る」ことを大切にしている。新しい環境の中、当該園児との信頼関係を築きながら「よく見る」ことから始める。生活面、遊び、人との関わりなど、当該園児のペースを大事にしながら、できること、手助けを必要とするもの、好きなものはどのようなものかを見守りを通して理解するようにしている。こうした波長合わせとも言える取り組みは、当該園児と園生活を共にする他の園児にとっても良い影響を及ぼしている。簡単に言うと、保育者は、否定的に取られる言葉を使わず、常に肯定的な言葉を通して関わっている様子をそばで見ていることで、他の園児が当該園児をやさしく受け入れることにつながっていると考えられる。

次に、これまで数多くの特別支援を行ってきた中からいくつかのケースを取り上げ、保育の中でどのような取り組みをしてきたかについて紹介する。

なお当該園児名は、個人名が特定されないように第一著者が表2で記しているアルファベットの続きで記すこととする。

・発語がなく、自分から保育者や他児に話しかけることがないG児は、一人でトイレに行くことができない。保育者は、G児の好きなキャラクターをトイレに貼り、みんながトイレに行く状況で声をかけ、保育者も一緒にトイレに入り、まずは、保育室のトイレが怖い

ところではなく、楽しいところであることを伝えるようにした。また、トイレに行くまでのルーティンを作り、一つひとつ言葉にしてなるべく自分からトイレに行く状況を整えた。数か月後、保育室のトイレには、一人で行けるようになったため、次に他の保育室や職員のトイレ、次に散歩で行く近隣公園のトイレにも挑戦するようになった。(近隣公園のトイレは、毎回、保育者が事前に清掃するようにしている。)結果、「トイレ、行ってくる。」と伝えられるようになり、園内のトイレには行けるようになった。

・自分の思いやしてほしいこと、困りごとを言葉にして伝えることのできないH児は、その場面になるとうまく言葉が出ずに固まってしまうことが多い。保育者は、H児の表情や仕草、その場面の状況を見て、H児が言いたいであろう言葉を確認しながら代弁して伝えるようにしていた。また、困りごとがあるときや何か言いたいことがあるときは、サインを決めて伝えられるようにすることで、伝えられるうれしさを感じてもらえるようにできたときは何度もほめて認めるようにした。結果、そのやり取りをいつもそばで見ていた他の園児の方が、先にH児の言いたいことを汲み取って代弁したり、援助したりできるようになった。次第に自信を持てるようになってきたH児は、必要なことを言葉で伝えられるようになっていった。

・こだわりが強く、見通しが立たないとI児は、毎回パニックを起こしてしまっていた。朝の準備(保育室に登園したら何をするか)や1日の流れも絵カードにし、ボードに貼り出すようにした。制作をするときなどには、その手順を視覚化して伝えるようにした。結果、他の園児にもわかりやすくなり、I児が困っていると他の園児が声をかけて援助できるようになった。

・長い時間集中ができないJ児は、保育室での活動に興味がなくなるとすぐに外に出て行ってしまっていた。外遊びや総合遊具などで身体を動かすことが好きであったので、初めは、保育者(特別支援担当教職員)が、1対1で付き添い、見守るようにした。J児の好きなキャラクターを使って保育室に入られるように促したが、長く持たなかった。次に時計や時間にこだわりがあることがわかったので、時計を使い何時になれば保育室に戻るという約束を決めて関わるようにした。結果、自分からも何時になったら戻るという約束を口にするようになった。時には、何度も延長になることがあるが、保育者は根気よく声をかけながら見守るようにした。

・恐竜や戦隊ものが好きなK児は、友達の前まで近づいて大きな声で話したり、嫌がる友達の腕を強く引っ張ったり、人との距離感がうまく取れないでいた。保育者は、できるだけあそびの中に入り、友達との距離感がつかめるように、言葉をかけながら声の音量カード(音量バロメーター)を作成し、今はどれくらいの声がいいのかについて場面ごとに伝えるようにした。声の音量カードは、必要に応じて他の園児にも見えるように置くこ

とで、他の園児からも指摘を受け、恐竜ごっこをしても友達の前で大声で叫ぶ場面は減っていった。

- ・苦手な活動には参加を強く拒むL児は、特に初めての活動には警戒心が強く、大声で泣くこともあった。保育者は、苦手な活動と予測されるものについて必ず事前に説明し、他の園児が参加している様子に言葉を添えながら見せるようにした。決して無理に参加させず、L児のペースを守りながら参加できる機会を増やしていった。

- ・運動の苦手なM児は、長距離を歩いたり、走ったりすることが、困難であった。特に園外保育時は、長距離を歩くため、他の園児とのペースが大きく違っていった。M児も一緒に参加できるようにするためには、どうすればよいかをその都度、他の園児にも相談するようにした。既にM児を受け入れている園児たちは、いくつもの提案をしてくれた。できるところは頑張っ歩いて、難しい時には自分たちも手伝うのでバギーを使ってもよいこと、山道は、自分たちでは背負えないので、先生や特別にお手伝いに来てくれる人に頼むことなどがあった。また、運動会などでは、M児が好きな電車をテーマにしたプログラムが提案され、採用した結果、園全体で楽しみ、喜び合うことができた。

#### **(5) 特別支援教育の取り組みがまだ不十分なところ、難しさと今後の課題**

聖愛幼稚園の保育者は、特別支援教育についてよく学び工夫もし、子どもたちの心の動きにしっかりと向き合っている。同時に、保護者の思いにも寄り添い、子どもの良いところは認め、よい点を中心に保護者に伝えながら子どもの成長を共に喜び、一人ひとりの成長に合った支援を日々努力している。また、保護者の努力にも共感しながら、目の前の課題解決に向けて子どもも保護者もスモールステップできるように言葉がけをしている。

このような取り組みに園全体で努力しているが、まだ、不十分な部分もある。課題は大きく2つある。

一つは、特別支援教育の対象となる園児への教育支援計画のアップデートである。前項(1)で紹介した補助金申請時に各担任が、担当の子どもの個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成している。日々の園生活の中で新たにみられた支援児の課題や改善点については、保育後の教職員会議で共有し課題解決に向けての取り組みを協議している。また、キンダーカウンセラーに相談し、指導の助言をいただいている。この課題解決のための支援方法を文字として見える化していく必要がある。日々の保育の準備など、やるべきことが山積された中、いかに時間を取っていくかが課題である。今年度より ICT を活性化させるため、専任の保育者に一人1台 Chromebook ノートパソコンを貸与した。今後、教育支援計画をデータで共有できるようにし、教職員会議中に随時アップデートするようしたい。

二つ目は、年長児の就学に向けての小学校との連携である。昨年度より、近隣小学校との幼小接続に向けて幼稚園・保育園・認定こども園・小学校との協議が始まった。(生憎、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、現在は中断している。)しかし、特別支援教育対象となっている子どもの就学先小学校との情報共有が、就学時健診以降、中には、小学校がクラス分けをする時期間際になるケースが多い。特別支援校への就学意思が固まっている場合や保護者との共通理解がスムーズに進んでいる場合は、事前に就学先小学校への引継ぎも実施しやすいが、保護者の理解が進んでおらず、園としては、特別支援教育が必要で、特に加配指導や通級による指導が必要と考える子どもについて、就学を控える年長に上がるタイミングで相談できる窓口につながるようにしたい。

## 5. 考察と提言

第三著者が、特別支援教育開始前後の制度変化と聖愛幼稚園での「障害児と共にある保育」実践の振り返りを踏まえ、3つの観点から考察し、今後の保育実践のための提言をまとめる。

### (1) キリスト教保育と特別支援教育

保育士養成課程において「障害児保育」を希望者が履修できるようになったのは1991(平成3)年、必修科目となったのは2002(平成14)年以降であり、教職課程において「特別支援教育」が必修科目となったのは2018(平成30)年と遅く、障害のある子どもを園で受け入れているものの、学生時代に学ぶ機会もなく、現場に出ても私立園では障害理解や統合保育に関する研修がまだまだあまりなかったと思われる1970年代に、聖愛幼稚園ではさまざまな障害のある子どもを複数受け入れていたこと、保育実践から得られた知見を実習指導に反映させ、学生も実習段階から障害のある子どもと積極的にかかわる機会を持っていたことは、先駆的な取り組みであったといえる。

保育者も手探り、実習生の手も借りなければ統合保育が難しかった背景があったにせよ、取り組みを可能としたのは、聖愛幼稚園がキリスト教保育を行う園であるからと思われる。「キリスト教保育指針」<sup>13</sup>には、①「子どもが、自分自身を大切なひとりとして受け入れられていることを感じ取り、自分自身を喜びと感謝をもって受け入れるようになる。」、③「子どもが、互いの違いを認めつつ、一緒に過ごす努力をし、そのことを喜びとするようになる」といったねらいが示されており、多様な園児を受け入れ、共に育つ保育を工夫する土台となる保育観が共有されていたと考えられる。2010(平成22)年の「新キリスト教保育指針」<sup>14</sup>では、③について「国籍、民族、障がい、性、経済、教育環境など差別に関わる諸問題を視野に入れながら、他と異なる者、違いのある者同士が理解し合い、共に生き

る平和な社会を創り出す喜びを保育の様々な場面で感じられるよう努めたい」といった記載があり、これは共生社会の実現をめざす「特別支援教育の理念」に通じる改定であると思われる。

筆者がキンダーカウンセラーとして聖愛幼稚園にかかわった 2004(平成 16)年からの 5 年システムも支援の手立てもまだ広まっていない時期であった。障害の有無にかかわらない保育は土台としてあり、従来の保育で実践できている面があったことで、特別支援教育の枠組みでの取り組みは、個々の保育者の意識に任され進んできたところもあるように思われる。

昨年度より特別支援教育に詳しい第二著者の園長が着任され、あらためて視覚支援の重要性や園全体で統一する必要性、発達に応じた段階的な工夫を話し合い、ユニバーサルデザインの視点をもって改善に取り組んでいることはよい実践例といえる。「かつてそろえていたものが次第に崩れていった」とあるように、管理職の役割は大きい。上から言われたからそうしていただけであれば、言われなくなるとしなくなる、あるいは入職時期により新任は知らないということになりかねない。園としての方向性が示され、個々の保育者がなぜそのような手立てが必要なのか意味を理解し、保育環境を整え、実践を工夫していくことがさらに定着していくことが望まれる。

また、気になる子どもに関しては、個への支援に注目しがちであるが、「合理的配慮」の基礎となる「基礎的環境整備」を行うこと、インクルーシブ教育システムの構築に向けて多くの子どもたちにとって有益な取り組みを考えることも重要で、園長のリーダーシップのもと、一層進んでいくことを期待したい。

## (2) 事例検討による保育の省察

第一著者が活字にまとめた事例(表 2)は貴重な保育記録であり、考察から当時の葛藤や苦勞が読み取れる。園内で日々のかかわりや課題を話し合うことに加え、問題意識をもって外部の研修を受けたり、「障害児共生保育研究プロジェクト」に参加し検討したりする場を持っていたからこそ、一人ひとりの子ども理解、クラス運営や加配を含めた保育者間の連携、家庭との連携や保護者支援のあり方、小学校や専門機関との連携等について視野を広げ、理解を深め、また自分の保育を省察する機会を持っていたと思われる。

また、今回第二著者がまとめた 7 つの事例は、特別支援教育・インクルーシブ保育が日々実践されていることが読み取れる内容となっている。保育者が子どものありのままの姿を受けとめ、内面や背景を理解し、スモールステップで適切な支援を行っているよさが、まわりの子どもたちにも共有され、共に育つ保育が展開されている。

本研究をまとめるにあたり、主任がまとめた園での長期にわたる実践記録を検討したり、

日々子どもたちの様子、保護者支援、専門機関の活用について協議したりする機会をもち、あらためて事例を深める意義を感じるようになった。忙しい保育現場において、教職員会議で日々状況を報告しあうことはあっても、時間経過を追って事例をまとめる機会はなかなかないと思われる。しかし、記録をまとめなおしたり、発表しあったりする場合は、保育者の質向上にとって必要である。

年に数回程度外部研修があっても参加できる保育者はごく一部であったり、講義中心でちょっとした困りごとを共有しあって終わったり、要保護児童対策地域協議会のようなネットワーク会議があっても、自分の保育実践を振り返ることにはつながりにくい。制度面では、コロナ禍、オンライン研修が増えたこともあり、現場の保育者が保育を抜けずに大人数でも学びやすい研修が広がるとともに、参加者に守秘義務が課され事例検討を行う場に参加し深めていけるとよいと思われる。園内外の保育者と切磋琢磨していけるような機会が今後展開していくことを期待したい。

巡回相談員の立場で思うことは、障害のある子どもを受け入れているけれども、行事や保育プログラムを変えない園の場合、みんなと一緒に〇〇できないといった内容が列挙され、支援のノウハウを求めるだけになりがちで、多様性を前提とし、みんなで参加できるプログラムをあらたに考えるとといった発想がないことがある。また、集団参加が難しいため、他の子どもたちの活動に支障をきたさないよう加配の保育者と別の活動をしている場面しか観察できず、クラスでの様子、担任や子どもたちとのかかわりが見えてこず、生活場面で生じている課題がつかめないこともある。一方で、かかわり方を模索し、トラブルがどのように起こるのか、声かけの仕方やタイミングを変えて実践してみた記録をとり、可視化されたデータを提示し、短時間で状況を把握しながら、支援の方法を協議できたり、周囲の子どもたちの抱える課題が影響している力動が見えてきたりすることもある。保育技術はすぐれていても、省察に基づく保育ができない保育者もいる。子どもを注意深く観察し、子どもの内面も読み取り、保育を組み立て実践し、自らの保育を同僚とともに振り返り、省察するといったプロセスを積み上げていくことが、保育実践の質向上に不可欠であると思われる。

今日、外部の専門家を活用できる事業が増え、聖愛幼稚園でも、キンダーカウンセラー事業、発達障害児等特別支援教育相談事業を利用している。実際に園児の行動観察を依頼でき、保護者も直接相談でき、忙しい保育の合間に相談し助言が得られる機会を積極的に活用していくとよいだろう。個別性が高く支援が難しいときには事例検討が有効である。短時間でも実施できるよう、順に保育者が記録をまとめて、専門家とともにグループで検討する機会を作って共有していくことができれば、園全体の保育実践の質向上につながると思われる。



### (3) 保護者の障害受容をめぐる

私立幼稚園での特別支援教育の取り組みは保育理念や保育方針によりさまざま、聖愛幼稚園は長年転園先として選ばれてきたところがあるが、巡回相談の仕事をする中で、今日どの園にも障害のある子ども、確定診断は受けていないけれども気になる子どもが複数おり、しかも軽度ではないが療育機関とつながっていない子どもが増えている印象が強い。聖愛幼稚園で「1クラスに3名の保育者が入る場合も見られるようになった」とあるのと同様、多くの園でその必要性が生じているように思われる。

専門機関の利用を勧めるとき、補助金の申請をするとき、就学について話し合うときに、保護者の障害受容が話題になることは多い。先天的なもので入園前から支援計画が作成されている場合と異なり、成長につれ保育者が遅れや特性に気づいていて個別に配慮している場合、保護者と話し合えていない、日々の様子は伝えているが認めていない、地域の小学校の通常学級しか考えていないというところにとまっている場合がある。家庭で1対1でかかわる中では問題になりにくい特性の場合や、特にコロナ禍で行事が減り、保護者が他児と接する機会が減ったことも、保護者の気づきを遅らせている可能性がある。

就学後を見据えて早期から保護者としっかり話し合いを積み重ねている園の場合、園長が特別支援教育をよく理解していて、必要な専門機関と保護者をつなげる力があり、就学先の決定に関しても学校見学を勧め、時間をかけて話し合えていると感じる。保育者からみれば「保護者がわが子の障害を受容できるようになった」と評価するのもかもしれないが、保護者の意識としては、障害の有無の理解ではなく、わが子理解が進み、よい支援を受けられる場所を見つけようと動いたという感じなのではないかと推察されることもある。

保護者の同意が得られず補助金の申請ができなくても、園として加配をつけている場合がある。園の努力により一定の集団参加ができていたとしても、小学校で支援員がつかなければかなり難しくなることが予測される。入学後も適切な支援が受けられるよう話し合いを進める必要があり、就学後の特別支援教育の仕組みへの理解を深め、園でのよい実践を小学校に引継いでいくことは重要といえる。

聖愛幼稚園では教育支援計画のアップデートが課題となっているとのことであるが、障害者差別解消法が改正され、今後私立園学校も合理的配慮の提供は努力義務ではなく法的義務となる。個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成にあたって、合理的配慮の合意形成はさらに重要となるだろう。保護者が専門機関に頼らず、独自に家庭で取り組んでいるときにも、園で共有し実践し、共によりよい支援の手立てを探っていくことが必要である。園児の場合、子どもが当事者として意思表示することは難しく、保護者の願いが影響しやすく、保護者がわが子をどのように理解し、何を期待するかによって、子どもとずれ

が生じる場合も出てくると思われる。子どもの最善の利益について保護者と話し合うためにも、アセスメントが重要になるので、専門家や専門機関との連携、多職種で支援会議をする機会をもつことが望ましい。就学先の決定においては、教育委員会が就学相談の窓口を設け、スケジュールを提示している。<sup>15</sup> 保護者の就学への不安に寄り添い、保護者や専門機関と共に、就学支援シート（移行支援シート）を作成することも今後取り組んでいくことが必要であると思われる。

## 6. おわりに

今回、短期大学教員の立場、聖愛幼稚園の園長、幼稚園の巡回相談を行う立場の三者が特別支援教育実践をめぐって、貴重な議論の機会を持つことができた。活字に残された過去事例による記録から、当時の保育に見られるキリスト教保育実践の基盤をうかがうことができた。現代の特別支援教育ではそこからの積み重ねや課題、時代の流れに相応するような園や保育者の取り組みがあぶりだされたが、今回のそれぞれの視点からの問題定義が未来に向けての貴重な提言となるだろう。引き続き園の保育者の保育実践、短大教員の研究、外部地域関係者との連携が車輪の両輪となって貢献できることを願いたい。

## 引用・参考文献

1. 堀 智晴編著『ちがうからこそ豊かに学びあえる - 特別支援教育からインクルーシヴ教育へ -』明治図書、2004年 参照
2. 文部科学省 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 概要」 【参考資料 6】 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（初中分科会報告）（mext. go. jp）  
[https://www.mext. go. jp/content/20200212-mxt\\_tokubetu02-000004792\\_16. pdf](https://www.mext. go. jp/content/20200212-mxt_tokubetu02-000004792_16. pdf) 2021. 8. 23 参照
3. 文部科学省 「特別支援教育をめぐる制度改正」  
[https://www.mext. go. jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/001. htm](https://www.mext. go. jp/a_menu/shotou/tokubetu/001. htm) 2021. 8. 23 参照  
文部科学省 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～  
[https://www.mext. go. jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001. htm](https://www.mext. go. jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001. htm) 2021. 8. 23 参照
4. 文部科学省 「幼稚園教育要領」『幼稚園教育要領解説（平成元年告示）』フレーベル館、1989年、221頁
5. 文部科学省 「幼稚園教育要領」『幼稚園教育要領解説（平成11年6月）』フレーベル館、1999年、205頁
6. 山本 淳子 「1990年度第3回 実践報告」『キリスト教保育連盟11月号』キリスト教保育連盟

1990年 参照

山本 淳子 「5歳児クラス 実践記録」『研究紀要 第18巻 第1号 教育内容についての研究(17)』

大阪市幼児教育センター 2000年 参照

山本 淳子 「いのちかがやく事例 実践記録」『研究紀要 第18巻 第2号 教育内容についての研究

(17)』大阪市幼児教育センター 2001年 参照

椎葉正和 戸田有一 山本淳子 堀智晴 「障害共生保育における保護者支援の課題」『エデュケア 第28号』大阪教育大学幼児教育学研究室 2007年 1頁-7頁 参照

山本淳子 「子どもの育ちを柱に家庭連携を進めたケース」『環境の最適構造化と保育の視点 - 2007年度障害児保育研究プロジェクト報告 - 』大阪保育子育て人権情報センター 2008年、26頁-28頁

山本淳子 「構造化の観点から保育を振り返る」『環境の最適構造化と保育の視点 - 2007年度障害児保育研究プロジェクト報告 - 』大阪保育子育て人権情報センター 2008年、42頁-43頁

7. 03・04年度障害児保育研究プロジェクト「えがおが好き！！」大阪保育子育て人権情報センター 2005年、27頁

8. 同上

9. 文部科学省 「幼稚園教育要領」『幼稚園教育要領解説(平成20年10月)』フレーベル館、2008年、267頁

10. 文部科学省 「幼稚園教育要領」『幼稚園教育要領解説(平成30年3月)』フレーベル館、2018年、294頁

11. 前掲資料 文部科学省 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ 2021年 2頁

12. 同上

13. 社団法人 キリスト教保育連盟 「改訂 キリスト教保育指針」 2020年 34-35頁

14. 社団法人 キリスト教保育連盟 「新キリスト教保育指針」 2010年 24-25年

15. 大阪市教育委員会 「大阪市の就学相談」

[https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000469/469856/\(6\)6-2.pdf](https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000469/469856/(6)6-2.pdf)

2021.10.20 参照

## 【謝辞】

本論文作成に当たって、主任教諭 森 知香先生に聖愛幼稚園の特別支援教育の実践記録を提供いただきました。記録を通して、保育者と子どもとの関わり、保護者支援などの取り組み、チーム保育など先生方の生の姿に触れ、論考の重要な示唆をいただきました。ここに感謝申し上げます。